空き家対策特別委員会 次第

令和８年10月９日
午 後 １ 時 開 議
３ ０ １ 会 議 室

〇協議事項

１　空き家対策の概要について

〇その他

空き家対策特別委員会　日程表

◆原則、閉会中の第２金曜日、午後１時から開催いたします。

月	日	時　間
１０月	９日（金）	午後１時～
１１月	１７日（火）	午後１時～
１月	１５日（金）	午後１時～
２月	１２日（金）	午後１時～
４月	９日（金）	午後１時～
５月	１４日（金）	午後１時～
７月	９日（金）	午後１時～
８月	１３日（金）	午後１時～

※日時等に変更がある場合は、その都度お知らせいたします。

令和８年10月９日 空き家対策特別委員会資料

空き家対策の概要について

1. 条例及び計画

○平成28年4月　加賀市空家等の適切な管理に関する条例施行

○平成29年6月　加賀市空家等対策計画策定（計画期間：平成29年度～令和8年度）

※平成31年2月及び令和5年3月に一部改正

▼空き家の現況（令和3年度空家等実態調査の結果）

空き家総数	A 現況で利用可能	B 小規模な修繕で利用可能	C 現況での利用は支障あり	D 現況での利用は困難
1,501	867	471	106	57
100%	58%	31%	7%	4%

2. 市の主な取組み（建築課）

（1）特定空家等※への対応

認定件数	改善済件数			
		自主解体	代執行	略式代執行※
17	15	6	8	1

※特定空家等とは、以下のいずれかの状態にあると認められる空家等

①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※略式代執行とは、所有者不明の場合に行う代執行

（2）危険空家等除却費補助制度

危険な空き家に関する解体工事費用の一部を助成し、自主解体を促す制度

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.9	合計
件数	14	13	21	33	47	47	30	32	19	256

※H30～R2（上限25万円）、R3～（上限50万円）　　R8 年度末見込み（25）

（3）相談対応

近隣等からの相談に対し、現地を調査の上、所有者等に適切な管理を求めている。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8.9
件数	104	111	146	86	125	100

R8 年度末見込み（200）